

庄内広域水道企業団
随意契約ガイドライン

令和8年4月
庄内広域水道企業団

(改正経過)

令和 8年 4月策定

目 次

I	策定の目的及び趣旨	1
II	対象となる契約	1
III	随意契約とは	1
IV	随意契約に係る留意事項	2
V	随意契約に係る運用の基準	4
1	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定による場合	4
2	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定による場合	5
3	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定による場合	7
4	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第4号の規定による場合	8
5	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定による場合	8
6	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の規定による場合	9
7	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号の規定による場合	10
8	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定による場合	11
9	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第9号の規定による場合	11
VI	見積書の徴取について	12
VII	随意契約理由の公表	13

I ガイドライン策定の目的及び趣旨

本ガイドラインは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。）第21条の13第1項各号に掲げる要件の解釈及び運用の基準を設定することにより、随意契約の執行を庄内広域水道企業団（以降「企業団」という。）において統一かつ適正に行うことができるよう策定したものであり、随意契約を推奨するために策定したものではない。

地方公営企業における契約は、「公正性」「競争性」「透明性」を確保する必要がある、そのための契約方法の原則は競争入札であり、随意契約はあくまでも契約方法の例外である。契約の形態は多岐にわたることから、本ガイドラインに示すものに該当すれば直ちに随意契約となるものではなく、また、随意契約ができるものはここに示したものに限定される趣旨のものではない。

随意契約によるかどうかは施行令、庄内広域水道企業団契約に関する規程（令和8年3月16日企業管理規程6号。以下「規程」という。）及び本ガイドラインに基づき、随意契約の妥当性を客観的かつ総合的に判断するとともに、根拠条文、当該根拠条文を採用した理由、契約の相手方を選定した理由を明確にし、使用者に対して説明責任が果たせるよう慎重に判断する必要がある。

II 対象となる契約

本ガイドラインの対象は、企業団が契約する全ての契約とする。

III 随意契約とは

随意契約とは、競争入札を原則とする契約方法の例外であり、企業団が任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式であるが、あくまでも契約方法の例外であることから、施行令第21条の13第1項第1号から第9号のいずれかに該当しなければこれを行うことはできない。（P3フロー参照）

1 随意契約の種類

随意契約には、複数の者から見積書を徴する「見積合わせ」と1人のみから見積書を徴する「特命随意契約*」があるが、競争性、公平性及び透明性の観点から可能な限り複数の者から見積書を徴すること。

*「一者随意契約」とも呼ばれるが、企業団では呼称を「特命随意契約」で統一する。

2 随意契約の特徴

競争入札は、原則として価格についての競争であることから、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者と契約を締結することとなる。これに対し、随意契約は、見積書の提出が契約の申込みにあたり、企業団が承諾をすることによって契約が成立することから、価格だけではなく、他の要素を含めて契約相手を決定することができる。

したがって、価格以外の内容を比較検討し、企業団にとって最も有利となる条件を提示した者を契約相手とすることが可能となるが、この場合は誰もが納得できる合理的な理由が必要となる。

IV 随意契約に係る留意事項

随意契約は、競争入札に付する事務を簡素化し、しかも契約の相手方を任意に選定できるという長所がある一方、契約が特定の業者に偏りがちになったり、契約金額が業務の内容に比べて割高になったりするなどの弊害を生みやすいという短所がある。

このため、随意契約によるときは、次の点に留意して、公正性、競争性及び透明性を確保したうえで適切な事務を行う必要がある。

1 根拠条項の明確化

随意契約によるときは、施行令第21条の13第1項第1号から第9号までのいずれに該当するのかを文書に明記する必要がある。

なお、特命随意契約については、施行令の該当が明らかであることは言うまでも無く、真にやむを得ない理由がある場合にのみ適用できることに留意すること。

2 公正性及び競争性の確保

随意契約によることとした場合であっても、競争を原則とした契約執行の理念を踏まえ、できる限り多くの者から見積りを徴したうえでそれらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格での見積りをした者を契約の相手方とすること。

3 透明性の確保

特命随意契約によるときは、どのような理由で1人しかないと判断したのか、価格の有利性よりも優先される事由によるときは、何をもって価格の有利性に優先したのかを具体的に明記すること。単に「実績がある」、「業務に精通している」、「使い勝手が良い」などという理由で契約とすることは適切ではない。

契約方法選択のフローチャート

施行令第21条の13第1項第1号に該当するか？

(予定価格が規程第23条に定める金額以下であるか？)

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 工事又は製造の請負 200万円 | (4) 財産の売払い 50万円 |
| (2) 財産の買入れ 150万円 | (5) 物件の貸付け 30万円 |
| (3) 物件の借入れ 80万円 | (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円 |

単価契約の場合は、単価の額ではなく、当該契約に係る予算額や年間支出見込額が随意契約に該当するかどうかの判断基準となる。

NO

施行令第21条の13第1項第2号～第9号に該当するか？

- 第2号 性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
第3号 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき ※
第4号 管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき ※
第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込のあるとき
第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号 落札者が契約を締結しないとき

※規程第23条に定める手続きが必要

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を参照すること。

YES

該当号あり

該当号なし

競争性があるか？(可能な限り複数者を選定)

YES

NO

見積合わせ

(複数者から見積徴取)

特命随意契約

(1人から見積徴取)

競争入札

V 随意契約に係る運用の基準

1 施行令第21条の13第1項第1号の規定による場合

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第1の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき

契約の種類	予定価格（税込み）	説明
(1) 工事又は製造の請負	200万円以下	工事の請負⇒建設工事のほか、施設修繕も含む 製造の請負⇒印刷製本（既製品に簡易な加工を施すものは(2)財産の買入れ）など
(2) 財産の買入れ	150万円以下	地上権、特許権等の無体財産を含む、土地、建物から消耗品、物品の一切の財産の購入等
(3) 物件の借入れ	80万円以下	土地、建物、機械、器具などの有体物（無体財産は除く）の借入れ
(4) 財産の売払い	50万円以下	「(2)財産」の売払い
(5) 物件の貸付け	30万円以下	「(3)物件」の貸付け
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円以下	測量・設計業務、清掃・警備等の委託業務、物品の修繕等

[解釈]

本号は、金額が少額である契約についてまで入札を行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、事務の簡素化を図るため、契約の目的に応じて金額の限度を示し、当該額の範囲内であれば随意契約によることができるとしているものである。

本号を受けて、表のとおり契約の種類ごとに随意契約できる額（消費税及び地方消費税の額を含む）の範囲を定めている。

なお、随意契約によることが簡便であることから本来一本の契約であるべきものを故意に分割することは厳に慎むこと。

[留意事項]

- ・本号と他の号と理由が重複する場合は、本号が優先適用される。
- ・土地、工作物の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事にかかるものについては(1)に該当する。なお、修繕即工事とはならない。
- ・備品（備品台帳に記載されているもの）の修繕若しくは備品の部品交換の費用については(6)に該当する。
- ・印刷製本の請負については、「製造」に当たることから(1)に該当する。
- ・長期継続契約に係る案件については、年額に基づき適用を判断する。
- ・単価契約であって総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されるものについては、その予定総支出額に基づき適用を判断する。

2 施行令第21条の13第1項第2号の規定による場合

不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

[解釈]

「その他の契約で性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次の場合が該当する。

- ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものである場合
- イ 特殊な性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊な技術を必要とする場合
- ウ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをする場合
- エ 外国で契約を締結する場合
- オ 国（公社及び公庫を含む。）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結する場合
- カ 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の理由のある者に売り払い、又は貸し付ける場合
- キ 特別な設備が必要な物を運送又は保管をさせる場合
- ク 公債、債権又は株券の買入れ又は売り払いをする場合

運用上の解釈として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合に限定されることから、選定相手の唯一性を合理的に説明する必要がある。

なお、次に掲げる一般的事例は、随意契約の可能性のある事案を記載したものであるが、本ガイドライン「I 策定の目的及び趣旨」に記載している通り、該当すれば直ちに随意契約となるものではなく、また、随意契約ができるものはここに示したものに限定される趣旨のものでないことに注意すること。

一般的事例

【共通】

- (ア) 特殊工法等の新開発工法や新開発品を用いる必要がある工事・業務
- (イ) 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、履行可能な者が特定される工事・業務
- (ウ) 法令等の規定により履行できる者が特定される工事・業務

【建設工事】

- (エ) 当該業者が唯一保有する独自技術、又は当該業者のみが有し、その他の業者では知り得ない技術（設計・製作基準や設計・製作図等（一般的には社外秘））に基づかなければ、その契約内容を履行することが困難であるような設備、機器等の増設、改良（改修）、補修（修繕）等の工事
- (オ) 既設部分と密接不可分の関係（既設部分と当該工事で施工する部分が一体となって機能を

発揮する関係) にあり、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障の生じるおそれがある設備・機器等の増設、改良（改修）、補修（修繕）等の工事

(カ) 文化財等の調査、発掘、補修等で、特殊な技術、手法を用いる必要がある工事

(キ) コンペ、プロポーザル・デザインビルド方式等の競争により契約の相手方を予め特定している工事

【物品・役務関係】

(ク) 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ、初期の契約目的を達成することができない場合

①機器・システム等（ソフトのシステム開発含む）の設置業者・開発業者又はこれらに準じる者で、その業者と契約しなければ既存の設備等の使用に支障が生ずるおそれがある場合又は安全責任が果たせない場合

②極めて特殊又は限定的な業務であり、特定の設備等の有無を考慮すると履行可能な者が限られる場合

③法律、法令等の規定に基づき、履行可能な業者が限られる場合

④他の公共団体と共同で運営処理をするために業者が特定される場合

⑤企業団の公益的目的達成に必要な場合

a 契約の相手方が公的機関あるいは準ずる機関となる場合

b 政策的委託（理由が明確）であり、契約の相手方が市民団体等となる場合

c 劇団や楽団等の運営委員会や実行委員会により特定された団体が契約の相手方となる場合

d 法や条例等で契約の相手方が決められている場合

e 国、県、市町、企業団が委託を目的として設立した団体となる場合

(ケ) 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる場合

(コ) 既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある業務

(サ) 企業団の施策の中で位置付けられるため特定の者との契約を必要とする場合

(シ) 新聞、雑誌、追録、郵便切手、郵便はがき等の購入契約で、その性質及び金額に競争の余地がないと認められる場合

(ス) 医師又は弁護士などと締結する専門性が高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地が少ない場合

(セ) コンペ、プロポーザル方式等の競争により契約の相手方を予め特定している工事

【留意事項】

- ・本号は特命随意契約の場合に多く適用されるが、後述の第6号との判断を誤ることのないよう注意すること。
- ・プロポーザル方式により選定した事業者と翌年度以降長期継続契約の手続きを取らずに本号の規定により自動的に随意契約することは認められない。プロポーザル方式は、あくまで「最優秀」の提案事業者を選定する手段であり、選定業者に「唯一性」を与えるものではない。

- ・調査や研究、システム開発やソフトウェア開発等に係る一連の契約で、先行する契約により契約の相手方が得るデータやノウハウ等が後続する契約の履行に必要な場合は、当初契約において、取得するデータ等の内、後続する契約の履行に必要な全てのデータを企業団に提出する旨を仕様書に定め、後続する契約を競争入札にするよう努めること。

3 施行令第21条の13第1項第3号の規定による場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき

[解釈]

本号は、障害者福祉、高齢者福祉、母子福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう平成16年の施行令の改正により設けられたものである。対象とする契約は、福祉施設関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約であり、工事契約は本号には該当しない。

[留意事項]

本号を適用するときは、①契約発注の見通し、②契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、③契約締結後の相手方の名称、契約相手とした理由等、規程で定める所定の手続により契約状況の公表を行うことが必要となる。契約相手の選定にあたっては、対象となる施設全てに業務実施の可否を照会し、実施可能な全者から見積書を徴してください。

4 施行令第21条の13第1項第4号の規定による場合

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から管理規程で定める手続きにより買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続きにより新役務の提供を受ける契約をするとき

[解釈]

本号は、中小企業者の独創性豊かな新商品を管理者が認定し、当該新商品を広く周知し、その普及を促すことによつて、当該企業の信用力を高め、販路開拓を支援するために平成16年の施行令の改正により設けられたものである。

[留意事項]

本号に該当する契約をするときは、第3号と同様に公表の手続きを行う必要がある。

5 施行令第21条の13第1項第5号の規定による場合

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

[解釈]

緊急とは、災害その他の予見不可能な非常の事態が発生し、かつ競争入札によると時機を失し、契約の目的を達成することができなくなるときをいう。

主に以下に掲げるような場合が該当するが、「緊急の必要」があるかどうかということと「競争入札に付する時間的余裕がない」ことを客観的な事実に基づいて説明する必要がある。

- ①災害に伴う応急工事及び災害の未然防止のための応急工事を施工する場合
- ②災害に伴う応急復旧用物品を購入する場合
- ③災害に伴う応急復旧のための事務の委託をする場合
- ④電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を施工する場合
- ⑤事務機器の破損及び故障に伴う緊急復旧用事務機器を借り入れる場合
- ⑥感染症の発生に伴い緊急に必要な薬品や物資等を購入する場合

⑦選挙のような法令の規定により業務を行う期間の起点と終点が定められているものであって、当該業務の執行に伴い緊急に必要なとなった物品を購入する場合

[留意事項]

本号の適用は、市民生活や施設運営等への影響の大きさを考慮したうえで判断するものであり、事故や故障をもって直ちに適用できるものではない。

《参考》

○「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」とは、一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を被るに至る場合などをいう。

【平成 16 年 3 月 24 日前橋地裁判決】

○緊急とは、業務の客観的性質からの緊急性であって、事務処理が間に合わないという自治体担当者内部の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的理由等では原則として適用することはできない。

【平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号「公共調達の適正化について」】

6 施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号の規定による場合

競争入札に付することが不利と認められるとき

[解釈]

「競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、おおむね次の場合が該当する。

ア 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合

イ 買入れを必要とする物品が多量であり、購入先を分けて買入れなければ価格の高騰を招くおそれがある場合

ウ 早急に契約しなければ契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがある場合

運用上の解釈として、「競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、契約の目的に照らした結果、競争入札に付すると、納期又は工期、価格面、業務の品質、期間、安全性等で明らかに不利となることが認められる場合をいう。

また、有利不利を謳うということは事業者が複数存在するということであることから、場合によっては随意契約を締結しようとする事業者と他の事業者との有利不利についての違いが分かる資料が必要となる。

なお、次に掲げる一般的事例は、随意契約の可能性のある事案を記載したものであるが、本ガイドライン「I 策定の目的及び趣旨」に記載している通り、該当すれば直ちに随意契約となるものではなく、また、随意契約ができるものはここに示したものに限定される趣旨のものではないことに注意すること。

一般的事例

【建設工事】

(ア) 現に契約履行中の施工業者に引き続き施工させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められる次のような工事

- ①当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
- ②本体工事と密接に関連する付帯的な工事

(イ) 他の発注（他の発注者を含む）に係る施工中の工事と交錯する箇所の工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適正な施工を確保する上で有利と認められる次のような工事

- ①鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
- ②他の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【役務関係】

(ウ) 現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる次のような業務

- ①当初予期し得なかった事情の変化により必要となった業務
- ②本体業務と密接に関連する付帯的な業務
- ③入札において、落札者が決定しなかった場合において、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間の業務
- ④施設管理業務等、継続を要する業務（予算議決後の入札手続きによっては、業務遂行に支障が生じる場合において、年度当初に次の入札を実施するまでの間の現契約業者との契約）

(エ) 競争入札に付したが入札不調となり、第8号の規定に基づく随意契約もできなかった場合で、業務の開始時期が迫っていることから、競争入札に付しては契約の目的を達成することができない業務

[留意事項]

- ・本号は特命随意契約の場合に多く適用されるが、前述の第2号との判断を誤ることのないよう注意すること。
- ・第2号の規定による随意契約は、その者しか履行できない場合であるのに対し、第6号の規定による随意契約は、履行者が極めて限定されるものの、「予定価格以下」という要件等を除けば、履行者の唯一性が絶対ではない場合に適用される。

7 施行令第21条の13第1項第7号の規定による場合

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

[解釈]

「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的に品質、性能等が他の物と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても競争入札に付した場合よりも、客観的に有利な価格で契約できる場合である。

[留意事項]

本号を適用するには時価（市場価格）を客観的に証明できる資料が必要となる。

8 施行令第21条の13第1項第8号の規定による場合

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

[解釈]

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、公告又は指名競争入札の通知等を行ったにもかかわらず、通常の状態においてそれに応ずる参加者がなかった場合、又は再度の入札に付したが全ての者が辞退した場合をいう。

なお、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、開札の結果、応札があった入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、直ちにその場で行う入札をいう。

企業団の入札回数は基本的に3回を限度としているので、直ちにその場で3回目の入札を行っても落札者がいない場合である。

なお、郵便入札は2回が限度となっている。

[留意事項]

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときであっても即座に随意契約に移行することはできない。

一般競争入札の場合は、資格要件の緩和の検討と設計の見直しを行ったうえで再公告し、指名競争入札の場合は、指名業者入替と設計の見直しを行ったうえで再度の入札に付することの検討が必要である。

なお、本号を適用して随意契約による契約を締結するときは、契約保証金及び履行期限を除いて、最初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の入札の条件を変更することはできない。

また、本号を適用する場合は、改めて見積書の徴取が必要となる。

9 施行令第21条の13第1項第9号の規定による場合

落札者が契約を締結しないとき

[解釈]

「契約を締結しないとき」とは、落札決定から契約の完全な成立（当該契約書への押印）よりも前までの期間をいう。

[留意事項]

本号を適用する場合は、先の入札に付した条件等（契約保証金及び履行期限、予定価格、品質等、契約の要素になっているもの）の変更はできない。

なお、見積書は、先の入札での落札者の次点の者から徴取することとなるが、先の入札の落札金額の範囲内でなければ契約をすることはできない。

VI 見積書の徴取について

(見積書)

**第24条 随意契約にしようとするときは、2人以上の見積書を徴さなければならない。
ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。**企業団契約に関する規程（抜粋）

規程第24条の規定は、予定価格と比較して契約価格が適正であるかの検討と価格面で有利な者と契約することができるよう必要となるものである。同条ただし書（「これにより難しい場合」）は、特命随意契約により1人から見積書を徴する場合、又は定期刊行物、新聞など市場価格が一定しており見積書を徴する必要が無い場合を規定して設けられていると解される。

見積書は2人以上から徴することを原則とし、当該ただし書きによる場合は次のものに限るものとする。なお、この場合においてもできる限り見積書を徴するなど適正な運用に努めること。

1 1人から見積書を徴することができる場合

(ア) 予定価格が10万円（修繕は20万円）を超えない契約をするとき。

(イ) 契約の内容により2人以上から見積書を徴し難いとき。

2 前項のうち見積書の徴取を省略することができる場合

(ア) 予定価格が3万円以下の契約をするとき

(イ) 図書、定期刊行物その他市場価格が均一である物品を購入しようとするとき。

(ウ) 緊急を要する契約をするとき。

(エ) 前ア～ウに掲げるもののほか、見積書の徴取が困難又は明らかに不要と認められるとき。

3 見積書省略の場合等の事務処理

前項により見積書を省略するときは、口頭による見積合せ経過及び当該金額又は市場価格調査書等を契約締結同等に記載又は添付すること。また、該当要件が第1項(イ)及び前項(エ)によるときは、その理由も記載すること。

VII 随意契約理由の公表

1 公表対象

公表対象は、企業団で行う審査会において審査を受けた随意契約案件のうち、以下の種別及び設計価格のものとする。

工 事： 1,000万円超え（消費税込み）

原 材 料： 200万円超え（ 〃 ）

物 品： 200万円超え（ 〃 ）

施設修繕： 500万円超え（ 〃 ）

委 託： 200万円超え（ 〃 ）

※ただし、施行令第21条の13第1項第3号及び第4号に該当する場合は、本ガイドラインによらず、規程第23条第2項に定める手続きにより、別途公表を行う。なお、公表対象は、規程第23条第1項に掲げる額を超えたものとする。

2 公表項目

- ・ 契約区分（工事、委託、物品等）
- ・ 案件名
- ・ 発注担当課
- ・ 契約締結日
- ・ 契約金額（税込み）
- ・ 受注者
- ・ 適用号（施行令第21条の13第1項の該当号）
- ・ 随意契約理由

3 公表方法

企業団ホームページ > 事業者の方へ > 入札・契約情報 において公表する。

4 公表時期及び公表期限

公表時期は、契約締結日の翌月の15日（15日が土日祝祭日の場合は翌開庁日）とする。

例：契約締結日が4月の場合は5月15日に公表

公表期限は、公表した年度の次年度の末日までとする。